

届出書類の提出について

さいたま市福祉局長寿応援部
介護保険課



新規指定申請について

○ 提出期限

毎月10日締め切り、**翌月1日指定**

※10日が土日祝日の場合は、直前の開庁日が締め切りとなります。

○ 注意事項

- 申請の際には電話でのご予約をお願いします。

通常、申請手続きは1回で済むことはありません。締め切りまでに3回程度は来庁いただくことになりますので、遅くとも締め切りの5開庁日前までには1回目の申請手続きを行うよう、余裕を持った手続きをお願いいたします。

なお、申請受付の締め切り当日までに、不備が無い書類での申請手続きが出来ない場合、翌月1日の指定はできません。

- 郵送での提出の場合は、窓口での提出より訂正書類等の送付に時間がかかります。そのため、窓口での提出より余裕を持った手続きをお願いいたします。

★ 申請書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082956.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）

指定更新申請について

○ 提出期限

指定有効期限の前月末日

※前月末日が土日祝日の場合は、直前の開庁日が締め切りとなります。

○ 指定更新通知について

指定（許可）の有効期間の満了日を迎える事業所・施設について、有効期限満了日の 約2か月から3か月前に案内の通知を郵送します。
案内通知に従って手続きを進めてください。

○ 注意事項

休止中の事業所・施設については、指定更新されません。
満了日にて指定の効力を失うこととなります。ご注意ください。

★ 申請書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所の指定更新について」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082762.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所の指定更新について

変更届出書について

○ 提出期限

変更日から10日以内

○ 注意事項

変更事由「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所」「登記事項証明書・条例等」は、添付書類として「登記事項証明書（原本）」を提出していただいておりますが、もし、登記事項証明書の変更が提出期限までに間に合わない場合には、先に変更届を期限までに提出していただき、登記事項証明書は準備ができ次第、速やかに提出してください。なお、その際には、登記事項証明書は後ほど提出する旨、お示しくください。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所等の変更について」をご覧ください。「**変更届出書添付書類チェックリスト**」も掲載しておりますので、添付書類の確認の際、ぜひ活用してください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p083084.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所等の変更について

廃止・休止・再開届出書について

<廃止届・休止届、指定辞退届について>

○ 提出期限

廃止・休止・指定辞退日の1月前

<再開届について>

○ 提出期限

再開日から10日以内

○ 注意事項

再開届出書に必要な書類の他、再開前と変更している事項がある場合は、変更届出書及びその添付書類の提出も必要です。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護保険事業所等の廃止・休止・再開について」をご覧ください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p083272.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 指定申請・指定更新・変更・廃止・休止・再開 > 介護保険事業所等の廃止・休止・再開について

加算等の届出について

サービス種類・加算項目	届出期限
・ 訪問通所サービス ・ 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ （看護）小規模多機能型居宅介護	加算適用月の前月15日 ※15日が祝祭日の場合、その前日 例：9月15日までに届け出た場合、10月より加算適用。
・ 短期入所サービス ・ （地域密着型）特定施設入居者生活介護 ・ （地域密着型）介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護	加算適用月の初日 例：10月1日に届け出た場合、10月より加算適用。
・ 緊急時訪問看護加算	届出日から算定
・ 介護職員等処遇改善計画書	当該事業年度において初めて加算を算定する月の前々月の末日 例：9月30日に届け出た場合、11月より加算適用。

★ 届出書類など詳細につきましては、市ホームページ「介護報酬における加算等の届出について」をご覧ください。「体制等状況一覧表添付書類チェックリスト」も掲載しておりますので、添付書類の確認の際、ぜひ活用してください。

【URL】 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/011/p019440.html>

【辿り方】 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 加算・減算関係 > 介護報酬における加算等の届出について

書類の提出方法について

- 令和6年4月より、「電子申請・届出システム」を利用した申請が原則化されました。さいたま市では、令和6年2月1日より「電子申請・届出システム」での受付を開始しています。受付可能な届出は以下のとおりです。

- ・新規指定申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出書
- ・加算届出
- ・廃止・休止届出
- ・再開届出

※やむを得ない事情によりシステム利用ができない場合は、電子メール等、他の方法による申請も可能とします。

※「電子申請・届出システム」の利用については事前準備が必要となります。事前準備については次ページをご確認ください。

電子申請・届出システムの利用について①

- 「電子申請・届出システム」の利用についてはGビズIDアカウントの取得が必須となります。アカウントの種類は以下のとおりです。

gBizIDプライム	会社代表、個人事業主向け	利用可
gBizIDメンバー	gBizIDプライム取得組織の従業員向け（複数作成可能）	利用可
gBizIDエントリー	事業しているなら誰でも	利用不可

- 電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「**gBizIDプライム**」と「**gBizIDメンバー**」です。

※「gBizIDエントリー」では利用できませんので、ご注意ください。

- 書類郵送にてアカウントを作成する場合は、押印のある申請書と印鑑証明書をGビズID運用センターへ郵送するため、2週間ほどかかる場合があります。

※詳細についてはデジタル庁のホームページをご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

電子申請・届出システムの利用について②

＜登記情報提供サービスについて＞

- 電子申請届出システムでの受付では、新規指定申請などの際に添付書類として必要な登記事項証明書は、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得いただいた電子データでの提出で受付を可能といたします。
- 「登記情報提供サービス」の利用には登録が必要となります。

※詳細については、登記情報提供サービスのホームページをご確認ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

勤務形態一覧表の記入方法について

- 兼務している職員の勤務形態一覧表の書き方について、事業所ごと記載の方法が様々です。下の表のような記載をお願いします。

職種ごとで分けて記入してください

同時並行的に兼務できない職種は時間を分けて記入してください

(3)事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数

(2) 予定

40 時間/週 160 時間/月

No	(4) 職種	(5) 勤務形態	(6) 資格	(7) 氏名	(8)																												(9) 1週間の勤務時間数	(10) 週平均勤務時間数	(11) 兼務状況 (兼務先/兼務する職種の内容)等				
					1週目							2週目							3週目							4週目										5週目			
					1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日							
1	管理職	B	—	〇〇 A子	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0						8.0	8.0	8.0	8.0	8.0						8.0	8.0	8.0	8.0	8.0						160	40	生活相談員、介護職員		
2	生活相談員	B	社会福祉士	〇〇 A子	8.0		8.0	8.0	8.0						4.0	4.0	4.0	4.0	4.0						8.0	8.0		3.0	5.0			8.0		8.0	8.0		100	25	管理者、介護職員
3	介護職員	B	介護福祉士	〇〇 A子		8.0									4.0	4.0	4.0	4.0	4.0							8.0	5.0	3.0				8.0		8.0			60	15	管理者、生活相談員
4																																							
5																																							
6																																							

兼務している場合は兼務先の情報を記入してください

メールアドレスの登録について

- さいたま市から介護保険事業所のみなさまへの情報発信のペーパーレス化、災害等の対応に係る周知の迅速化のため、原則としてメールにて文書を発信して各種通知を行っています。事業所のメールアドレスがあり、登録がお済みでない事業所につきましては以下のURLより手続きをお願いします。また、メールアドレスの変更があった際にもお手続きをお願いします。

URL : <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/010/p050158.html>